天草広域連合行政改革大綱

【第３次計画】

［平成２８年度～平成３７年度］

天草広域連合

天草広域連合第３次行政改革大綱目次

第３次行政改革大綱の策定趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １

１　行政改革の必要性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２

２　第３次行政改革大綱の計画期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ２

３　基本方針 ・・ ２

４　行政改革推進の重点項目 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３

５　実施計画

○　介護保険法に基づく介護認定審査会の設置運営並びに認定システムの開発及び管理運営に関すること ・・・・・・・・・・・・・・ ６

○　広域サインに関すること ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ７

○　消防に関すること ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８

○　ごみ処理施設の設置及び管理運営に関すること ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

○　ごみ処理施設に附帯する集会施設の設置及び管理運営に関すること ・・・・・・・・・・・・・・ 12

○　関係市町の広域にわたる事務の在り方の調査研究及び広域的連携に基づく計画等の策定に関すること ・・・・・・・・・・・・・・ 13

附属資料編

□消防

１　消防体制の再構築施策の推進
　○　消防署再編による効率的な署の配置に関する施策 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
　○　緊急車両の現場到着所要時間短縮に関する施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
　○　消防署庁舎の耐震化、機能回復及び維持管理に関する施策・・・・・・・・・・・・ 25
　○　関係市町及び消防団との連携強化に関する施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
２　救急行政施策の推進
　○　救急体制の充実強化に関する施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
　○　救急高度化事業に関する施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
　○　医療機関との連携強化に関する施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
　○　応急手当普及啓発に関する施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
３　火災予防体制の整備施策の推進
　○　防火安全対策に関する施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
　○　違反処理体制に関する施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
　○　危険物施設保安対策に関する施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
４　人材育成と組織の活性化施策の推進
　○　人材育成に関する施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
　○　組織の活性化に関する施策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
　○　自主防災組織の訓練指導などに関する施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
　○　消防行政への住民参画に関する施策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

□ごみ処理施設

１　関係市町の廃棄物行政における諸施策と連携した施策の推進・・・・・・・・・・・・ 32
２　ごみ処理施設の設置及び管理運営について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
３　最終処分場の設置及び管理運営について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
４　集会施設の設置及び管理運営について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
５　工程計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

第３次行政改革大綱の策定趣旨

天草広域連合は、平成１８年度に策定された広域計画に基づき、平成１８年度から２７年度までの概ね１０ヵ年を計画期間とした「第１次行政改革大綱」、平成２３年度に広域計画の見直しに伴う「第２次行政改革大綱」を策定し、その方針に基づき行政改革への取組みを進めてきたところです。

天草広域連合の行政改革大綱は、広域計画の実施計画としての性格を有しており、各年度における具体的な推進目標や項目及び年度別スケジュールにより取り組んでいるところですが、国の地方分権の推進や広域行政事務の在り方など様々な時代潮流の変化を的確にとらえ、広域事務に対する関係市町の考え方や住民の意見を反映し、効率的な広域行政の推進を図る必要があります。

また、天草広域連合は、市町負担金に財源のほとんどを依存していることから、関係市町の財政状況を考慮し、連携を密にし協議調整を図りながら、財政運営を行う必要がありますが、人口減少や景気の低迷、過疎化、高齢化の急速な進行に加え、市町合併による普通交付税の合併算定替による激変緩和措置の時期を迎えるなど関係市町の財政運営はますます厳しい状況にあり、引き続き最少の経費で最大の効果を挙げることができる取り組みが重要な課題となっています。

今回、広域計画等策定審議会の答申を尊重しながら、様々な提言や意見を反映し、具体的な方針と将来像を構築する実施計画として新たな行政改革大綱を策定しましたが、その実施にあたっては、圏域及び関係市町が置かれている現状を踏まえ、諸情勢の変化を的確にとらえながら多様化する広域行政需要に効果的に対応するため限られた人員や財源を効率的に活用し、関係市町と連携し更なる行政改革を進め、広域施策の実現及び事務事業を展開することとしています。

１　行政改革の必要性

天草広域連合は、平成１８年度を初年度とする１０年間の「第１次行政改革大綱」、平成２３年度に見直しによる「第２次行政改革大綱」を策定し、効率的な財政運営を図るため、行政改革への取組みを進めてきたところですが、５年を経過した現状においても、人口減少や景気の低迷、過疎化、高齢化の急速な進行に加え、市町合併に伴う普通交付税の合併算定替による激変緩和措置期間を迎え、財政状況はますます厳しいものになると予測されています。

特に、市町負担金に財源を依存している天草広域連合は、こうした状況をあらためて認識し広域行政の目的である効率性、経済性をさらに推進するため、関係市町と緊密な連携を図り、第３次広域計画に基づく主要施策を実施するため「第３次行政改革大綱」を策定し、その推進を図ります。

２　第３次行政改革大綱の計画期間

第３次行政改革大綱の計画期間は、平成２８年度から平成３７年度までの１０年間とし、広域計画の改定などが行われたときは、連動して改定します。

３　基本方針

⑴　基本方針

関係市町の広域的な行政課題や多様化する行政需要に的確に対応するため、「最少の経費で最大の効果を挙げる」という地方自治運営の基本原則に立ち返り、広域行政の持つ機能的な特性がより効果を挙げるように、行政運営の簡素合理化を目指します。

⑵　推進の方法

①　職員の役割

行政改革の実施主体は、職員一人ひとりであり、行政サービスの担い手として社会情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応できるよう意識改革を行う一方、改革の趣旨を理解し、職員自ら常に問題意識、コスト意識を持って事務事業の執行に努めます。

②　実施組織と進行管理

行政改革の実施組織は、天草広域連合行政改革推進本部とし、全庁挙げて取り組むとともに常に見直しを行い、効果的な進行管理を行います。

また、積極的に進行状況を公表します。

４　行政改革推進の重点項目

⑴　事務の効率化

①　事務事業の見直し

限られた財源の中で最少の経費で最大の効果を挙げるには、多様化する行政需要や新たな行政課題に適切かつ迅速に対応していく必要があります。

そのために、広域行政の果たすべき役割を念頭におき、事務事業の緊急性、重要性、効率性を検証しながら、広域計画に基づき実施すべき施策を基本に効率的な行政運営体制の確立を目指します。

②　民間委託などの推進

住民サービスの向上及び行政の効率化を図るため、行政責任の確保に留意しつつ、民間の専門性や活力の導入が適当と認められる事務事業については、積極的に民間委託を推進します。

特に、新ごみ処理施設については、民間の有する専門的な技術や知識などを活用して、より効果的かつ効率的な管理運営を推進します。

③　情報化・情報提供の推進

高度情報通信技術を積極的に活用し、電子化、情報の共有化などによる行政事務の高度化・効率化を図るとともに、広域連合広報紙やホームページなどによる住民への情報提供を積極的に推進し、透明性を高めます。

⑵　組織・機構の効率化

①　組織の機能強化

広域行政組織として、社会情勢の変化に的確に対応し、広域行政施策を総合的かつ機能的に展開できるように広域計画に基づく施設整備及び消防署の再編を推進し機能強化を図ります。

②　組織体制の効率化

簡素かつ効率的な事務執行体制を実現するために、組織機構の見直しや整備を図ります。併せて、主要施策の実施に的確に対応できる機能的な執行体制の確立を推進します。

⑶　定員及び給与などの適正化

①　定員管理の適正化

広域計画に基づき定員管理計画を策定し、広域行政事務の合理化、機構改革、署の再編などによる組織体制の見直し及び民間委託の推進などにより定員の縮減を推進します。

②　人事管理の適正化

勤務実績と能力を重視した人事評価及び人材の登用に努めるとともに、事務処理組織機構の改革などによる人事管理の適正化に努めます。

③　給与などの適正化

広域連合職員の給与などの適正化に努めるとともに、各種諸手当などを含め制度の見直しを推進します。

⑷　人材育成・確保

①　人材育成の推進

地方分権時代にふさわしい職員の政策形成能力、法政執務能力などの向上のため、今後も自己啓発、職場研修などにより人材の育成に努めます。

②　人材確保の推進

行政需要の高度化、専門化に対応できる多様な人材を確保するため、関係市町からの派遣受入を積極的に行い、幅広い人事交流を推進します。

③　自己啓発の奨励

職員の能力開発への主体的な取り組みを促すとともに、視野の広い人材の育成を図るため、自己啓発の奨励に努めます。

⑸　財政の健全化

①　事務事業の簡素合理化

簡素で効率的な行政運営を行うためには、個々の事務事業について常に職員がコスト意識を持ち簡素合理化を行うことが基本であり、全体の奉仕者としての責務を自覚し、行政運営の効率化を図り財政の健全化に努めます。

②　財源の健全化

広域連合の財政運営の基本財源は市町負担金であることを常に認識し、健全な財政運営を基本に、重点的な財源配分や経費節減による歳出経費の抑制に努めます。また、広域計画に基づく主要施策の実施を基本として、後年度負担を考慮した長期的な事務事業の適正化を進めます。

③　使用料・手数料の見直し

使用料･手数料については､受益者負担の適正化の観点から不断の見直しが必要であり、均衡を著しく失することのないよう適正な価格算定に努めます。

④　公共工事コスト縮減対策の推進

公共工事において限られた財源を有効に活用するため、所要の機能･品質保持を確保しつつ、公共工事コスト縮減対策を図ります。

⑤　消防行政の推進

広域連合の消防行政については、組織、機構の改革と連携して、住民の生命、財産を守るという基本原則を保持するために、広域計画の主要目標及び主要施策に基づき中長期的な消防体制の再構築や救急行政及び火災予防体制の整備を推進します。

⑥　廃棄物行政の推進

広域連合が設置する環境衛生施設については、周辺環境に悪影響を及ぼさないよう適切な管理運営に努めるとともに、広域計画の主要目標及び主要施策に基づき、施設整備計画を推進します。

（６）公正の確保と透明性の向上

情報公開条例に基づき、公正で開かれた広域連合行政の推進に努めるとともに、個人情報保護条例に基づき、個人情報の保護に努めます。

５　実施計画

広域計画に掲げる項目について、それぞれの主要目標に係る主要施策を具体的に推進するための実施計画は、次のとおりとします。

⑴　介護保険法に基づく介護認定審査会の設置運営並びに認定システムの開発及び管理運営に関すること

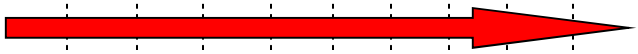
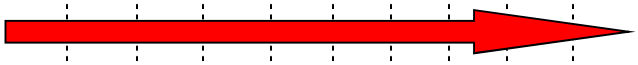
主要目標	公正・公平な介護認定審査事務の推進と効率的な運営		
所　管	総務企画課	関係機関及び関係団体	天草市、上天草市及び苓北町
主要施策	１　介護認定審査会を円滑に運営するため、関係機関と連携し、委員の確保を図る施策 ２　公正・公平な審査判定のため、委員の研修などを実施し、委員の知識の向上などを図る施策 ３　認定審査の平準化や一次判定の精度向上に資するための情報を提供し、意見交換を行いながら、関係市町及び委員との連携を図る施策 ４　関係市町と連携し、介護認定システムの開発及び適切な管理運営に関する施策 ５　効率的な介護認定審査会の事務処理体制について、関係市町と協議・検討に関する施策		

行政改革プログラム（実施計画）及びスケジュール

重点項目	実施内容	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
事務の効率化	①認定システム情報の共有化	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
	②認定システムの更新･設置		↔					↔			
組織・機構の効率化	①効率的な組織体制の検討 ※審査会場（7会場）の安定的確保 ※合議体数の確保（18合議体） ※1合議体当たりの委員数の確保（4人体制） ②管理運営の方向性の検討 ※事務委託若しくは共同設置検討	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
定員及び給与などの適正化	審査会委員の報酬(日額　15,000円以内)などの検討	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
人材の育成確保	①審査会委員の安定的確保（定数170人以内） ②委員研修の実施	→		→		→		→		→	
財政の健全化	コスト意識の徹底及び歳出経費の重点化と抑制	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→

⑵　広域サインに関すること

主要目標	天草圏域の観光及び経済振興の推進		
所　管	総務企画課	関係機関及び関係団体	天草市、上天草市及び苓北町
主要施策	１　関係市町、関係機関と連携による幹線道路などに広域サイン活用による案内板などの設置及び計画的な見直しなどの実施 ２　他圏域との横軸、縦軸構想を有機的に結ぶ新たなサインの開発検討による天草圏域の観光及び経済振興施策の推進 ３　既設の広域サインの維持管理施策の推進		

行政改革プログラム（実施計画）及びスケジュール										
重点項目	実施内容	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
事務の効率化	①サインの継続的維持管理及び計画的な見直しなどの実施 ②新サインの検討･開発 ③サインの情報化の推進										
財政の健全化	コスト意識の徹底及び歳出経費の重点化と抑制										

⑶ 消防に関すること

主要目標	安全で安心して暮らせるまち		
所　管	消防本部	関係機関及び関係団体	天草市、上天草市及び苓北町
主要施策	１　消防業務体制の再構築施策の推進 ①消防署再編による効率的な署の配置に関する施策 ②緊急車両の現場到着所要時間の短縮に関する施策 ③消防署庁舎の耐震化、機能回復及び維持管理に関する施策 ④関係市町及び消防団との連携強化に関する施策 ２　救急行政施策の推進 ①救急体制の充実強化に関する施策 ②救急高度化事業に関する施策 ③医療機関との連携強化に関する施策 ④応急手当の普及啓発に関する施策 ３　火災予防体制の整備施策の推進 ①防火安全対策に関する施策 ②違反処理体制に関する施策 ③危険物施設保安対策に関する施策 ４　人材育成と組織の活性化施策の推進 ①人材育成に関する施策 ②組織の活性化に関する施策 ③自主防災組織の訓練指導などに関する施策 ④消防行政への住民参画に関する施策		

行政改革プログラム（実施計画）及びスケジュール

重点項目	実施内容	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
事務の効率化	①事務部局と消防部局の共通事務の集約化	→									
	②情報の共有化による事務の効率化推進	→									
組織・機構の効率化	①消防署再編の推進 ア中期目標（32 年度） ※職員数210人（実員 215 人） ※署数＝1本部3署10分署 ※車両配備台数56台	→									
	イ長期目標（37 年度） ※職員数206人（実員 211 人） ※署数＝1本部3署9分署 ※車両配備台数54台						→				
	②消防部局と事務部局の組織機構改革の推進	→									

行政改革プログラム（実施計画）及びスケジュール											
重点項目	実施内容	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
定員及び給与などの適正化	①定員管理計画による職員数の削減 ②退職者再雇用制度（再任用、嘱託採用）の推進 ③特殊勤務手当などの見直し検討 ④人事評価制度の改善検討	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
人材の育成確保	①職員研修機会の拡大 ②事務部局職員及び派遣職員の受け入れなどによる事務の活性化 ③職員の派遣検討 ④自己研鑽支援制度の検討	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
財政の健全化	①コスト意識の徹底及び歳出経費の重点化と抑制 ②手数料などの見直し検討 ③長期的な車両配備更新計画の策定 ④長期財政計画に基づく効率的な財政運営の確保	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
重点施策	①消防署などの移転、改築などの推進（中長期署再編と連動）	→	→	→	→	→					
その他の施策	①緊急車両の現場到着所要時間の短縮に関する施策 ②自主防災組織の訓練指導などに関する施策 ③関係市町及び消防団との連携強化に関する施策 ④救急体制の充実強化に関する施策 ⑤救急高度化事業に関する施策 ⑥医療機関との連携強化に関する施策 ⑦応急手当の普及啓発に関する施策 ⑧違反処理体制に関する施策 ⑨防火安全対策に関する施策 ⑩危険物施設保安対策に関する施策 ⑪組織の活性化に関する施策 ⑫消防行政への住民参画に関する施策	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→

⑷　ごみ処理施設の設置及び管理運営に関すること

主要目標	天草圏域の循環型社会形成の推進		
所　管	環境衛生課	関係機関及び関係団体	天草市、上天草市及び苓北町
主要施策	１　関係市町の廃棄物行政における諸施策と連携した施策 ①　ごみの発生抑制及び減量化 ②　ごみの再資源化 ２　ごみ処理施設の設置及び管理運営についての施策 ①　天草圏域内５ヶ所のごみ処理施設の統廃合 ②　ごみ処理施設の統廃合に伴う住民サービスの維持向上 ３　最終処分場の設置及び管理運営についての施策 ①　処分能力の確保 ②　天草圏域の効率的な最終処分体制の確立		

行政改革プログラム（実施計画）及びスケジュール

重点項目	実施内容	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
事務の効率化	①管理運営業務の民間委託の推進	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
	②広報紙やホームページを活用した、積極的な情報提供の推進	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
組織・機構の効率化	①ごみ処理施設の整理･統合 ※天草圏域内5ヶ所の施設を統廃合 ※平成33年度完成を目標 ※用地選定･取得の推進 ※適正な施設規模の設定 ※中継輸送施設は関係市町と協議	→	→	→	→	→					
	②最終処分場整備 ※平成33年度完成を目標 ※適正な施設規模の設定 ※天草圏域施設の効率的な体制を関係市町と協議	→	→	→	→	→					
定員及び給与などの適正化	①施設管理運営の民間委託 ②特殊勤務手当などの見直し検討 ③人事評価制度の改善検討	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
人材の育成確保	①職員研修機会の拡大 ②派遣職員の受け入れなどによる事務の活性化 ③自己研鑽支援制度の検討	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→

行政改革プログラム（実施計画）及びスケジュール											
重点項目	実施内容	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
財政の健全化	①コスト意識の徹底及び歳出経費の重点化と抑制 ②使用料などの見直し検討 ③長期的な施設管理運営計画の策定 ④長期財政計画に基づく効率的な財政運営の確保	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
	⑤新ごみ処理施設の運営における民間の専門的な技術や知識などを活用するための公設民営方式などの導入							→	→	→	→
その他の施策	①施設排出基準の遵守と環境保全対策の推進及び情報提供 ②関係市町との連携によるごみ減量化の推進	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
	③現存施設の延命化施策	→	→	→	→	→	→				

⑸　ごみ処理施設に附帯する集会施設の設置及び管理運営に関すること

主要目標	地域住民の福祉の増進と広域連合施設への理解の促進		
所　管	環境衛生課	関係機関及び関係団体	天草市、上天草市
主要施策	１　松島地区集会所の適切な維持管理 ２　新ごみ処理施設完成後の松島地区集会所の有効利用の促進		

行政改革プログラム（実施計画）及びスケジュール

重点項目	実施内容	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
事務の効率化	①管理運営業務の民間委託の推進	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
	②管理運営方法などの協議検討	→	→	→	→	→	→				
財政の健全化	①コスト意識の徹底及び歳出経費の重点化と抑制	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
	②使用料などの見直し検討 ③長期的な施設管理運営計画の策定	→	→	→	→	→	→				

⑹　関係市町の広域にわたる事務の在り方の調査研究及び広域的連携に基づく計画等の策定に関すること

<table>
<tr><td>所　管</td><td>総務企画課</td><td>関係機関及び関係団体</td><td colspan="11">天草市、上天草市及び苓北町</td></tr>
<tr><td>主要施策</td><td colspan="13">１　広域連合事務の在り方の調査検討に関する施策
２　権限委譲事務、広域的連携に基づく計画などの作成に関する施策
３　「天草圏域はひとつ」に係る関係市町業務の連携などの調査研究に関する施策</td></tr>
<tr><td colspan="14">行政改革プログラム（実施計画）及びスケジュール</td></tr>
<tr><td>重点項目</td><td>実施内容</td><td>28</td><td>29</td><td>30</td><td>31</td><td>32</td><td>33</td><td>34</td><td>35</td><td>36</td><td>37</td></tr>
<tr><td>事務の効率化</td><td>①最小の経費で最大の効果を目的として、関係市町と協議検討し、事務の効率化、スリム化を推進
②民間委託を推進し、事務量の削減を図る。</td><td colspan="10"></td></tr>
<tr><td>組織・機構の効率化</td><td>①行政運営の迅速化による住民サービスの向上を推進
②広域行政の見直し、検討
③行政運営責任の明確化を推進</td><td colspan="10"></td></tr>
<tr><td>財政の健全化</td><td>①職員人件費はもとより、所要経費の効率的かつ重点的な配分と削減を推進
②長期財政の健全化を推進</td><td colspan="10"></td></tr>
</table>

□附属資料

□消防

1　消防体制の再構築施策の推進

○　消防署再編による効率的な署の配置に関する施策

(1)　消防署配置計画

①　中期目標年次（平成 32 年度）までは、３署体制の確立を進めるものとします。この場合、老朽化する分署などの建替えなどを視野に入れ推進します。

②　長期目標年次（平成 37 年度）までは、関係市町との連携と地域住民との協働により、理解と協力を得ながら、地域における消防力が低下しないような条件が整い次第、署の統廃合を推進します。

○参考資料～【消防署再編計画（配置図）】

ただし、署所の再編は、極力現場到着時間などを維持する必要があり、それぞれの署間などの道路交通事情の改善が最大の条件となります。なお、一部現場到着所要時間が延長することとなる地域への対策のため、現在熊本県が配備している防災消防ヘリコプターやドクターヘリの有効活用を推進します。

(2)　定員管理計画

署の再編計画に基づく消防職員の定員管理計画は次のとおりとします。

①　中期目標　平成３２年度　２１０人（実員 215 人）
②　長期目標　平成３７年度　２０６人（実員 211 人）

定員管理計画については、職員の前倒し採用や再任用職員の活用及び一部署所の人員削減で、消防力の維持に必要な職員の確保施策を推進します。

○参考資料～【消防署再編計画（人員構成）】
【定員管理計画】
【消防費の基準財政需要額の推移予想】
【中長期目標を見越した広域計画】

(3)　消防車両配備計画

消防署再編計画との整合性を保ちながら、車両の適正配置と計画的な更新を行い、消防力の強化を図ります。再編の対象となる地域の分署には、ＰＡ連携（消防車と救急車の同時出動）及び第２事案への対処が可能となるよう救急自動車２台を配備し、消防車及び連絡車を合わせて４台体制とします。

なお、消防車両の更新にあっては、特殊性（緊急性、過酷な使用条件など）を考慮しつつも使用期限の延長、地域の実情に応じた車種選定、車両艤装、装備品目の検討など、あらゆる角度から見直しを行い、精査し、コストの削減に努めるとともに従来からの既成概念にこだわらず仕様の検討、研究を行い事業費の削減を図るなど、その実効性を高めることとします。また、車両の運用時間、及び走行距離は、災害などの発生件数に比例しており、各所属間で差があることを考慮し、各所属の運用時間及び走行距離などを常に把握し、所属間相互で車両のローテーションを行なうことにより耐用年数を延長します。

○参考資料～【消防車両配備計画】

【統廃合の対象となる地域での出動体制】

【平成 32 年までの中期目標】

・消防車両更新台数１０台

・救助工作車１台、指揮車１台購入

・梯子車整備(消防救急艇を含む)３台

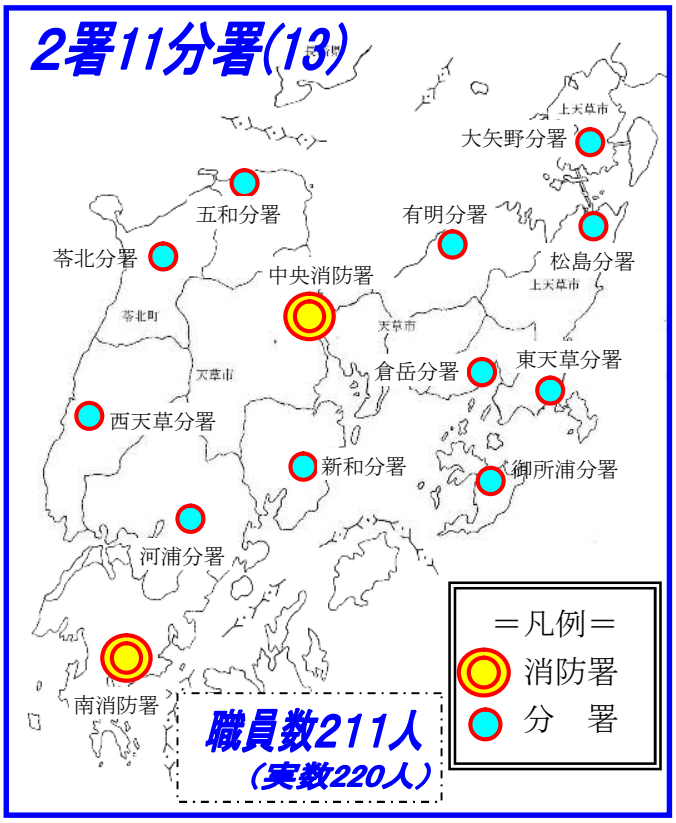
【平成 37 年までの長期目標】

・消防車両更新台数１５台

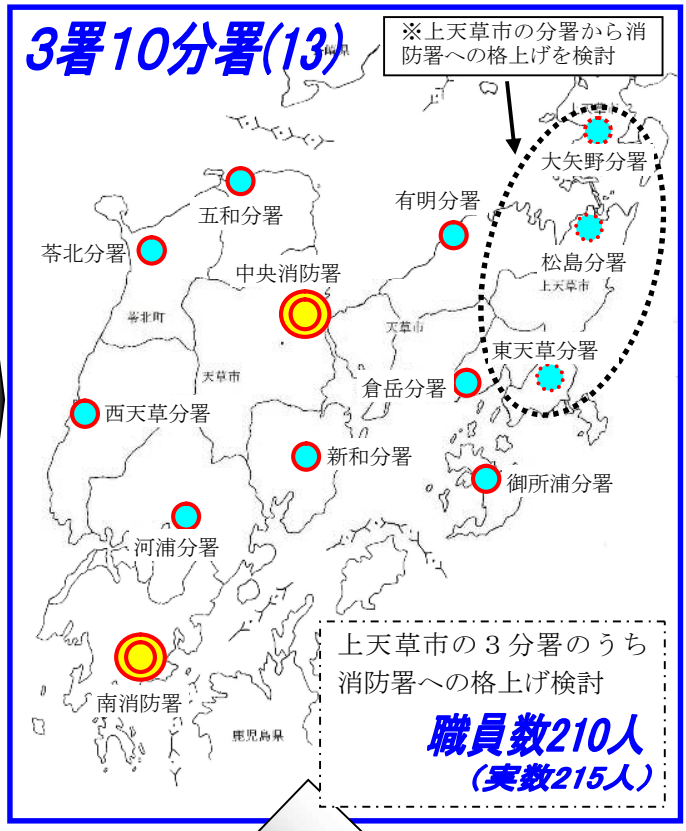
年度	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
事業内容	南消防車更新 東天草救急車更新 消防救急艇整備 南指揮車更新	苓北救急車更新 中央梯子車整備 大矢野救助工作車購入 大矢野指揮車購入	中央消防車更新 南梯子車整備	大矢野消防車(水槽付)更新 倉岳救急車更新	南消防車(水槽付)更新 中央水槽車更新 南救急車更新	松島消防車(水槽付)更新 中央梯子車更新 西天草救急車更新	中央消防車(水槽付)更新 中央救助工作車更新 大矢野救急車更新	中央救急車更新 河浦救急車更新 本部資機材搬送車更新 本部指揮車更新	河浦消防車(水槽付)更新 有明救急車更新 新和救急車更新	南梯子車更新 御所浦積載車更新
重点目標	署再編計画との整合性を保ちながら適正配置と計画的な更新									

消防署再編計画(配置図)

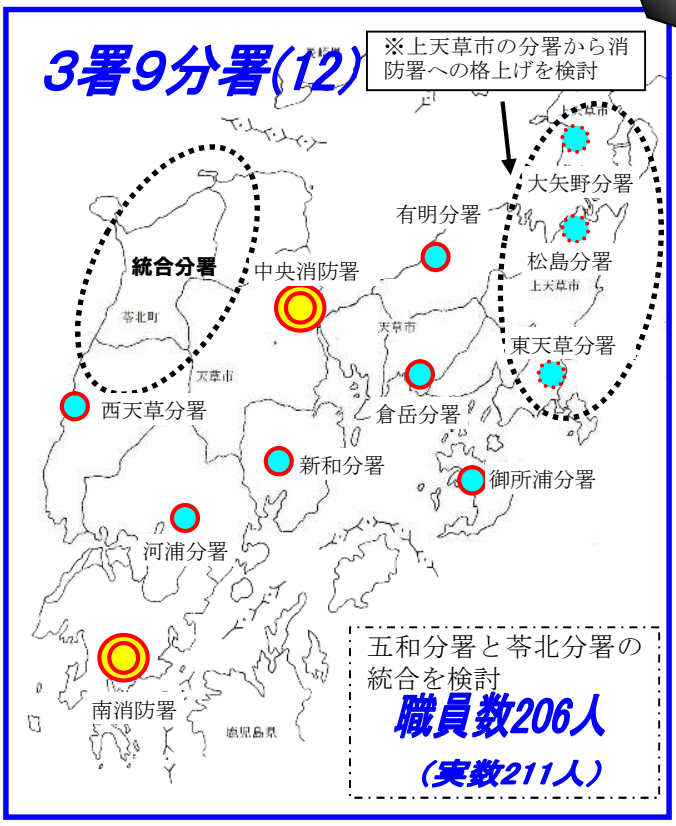
①【現体制＝平成 27 年度】



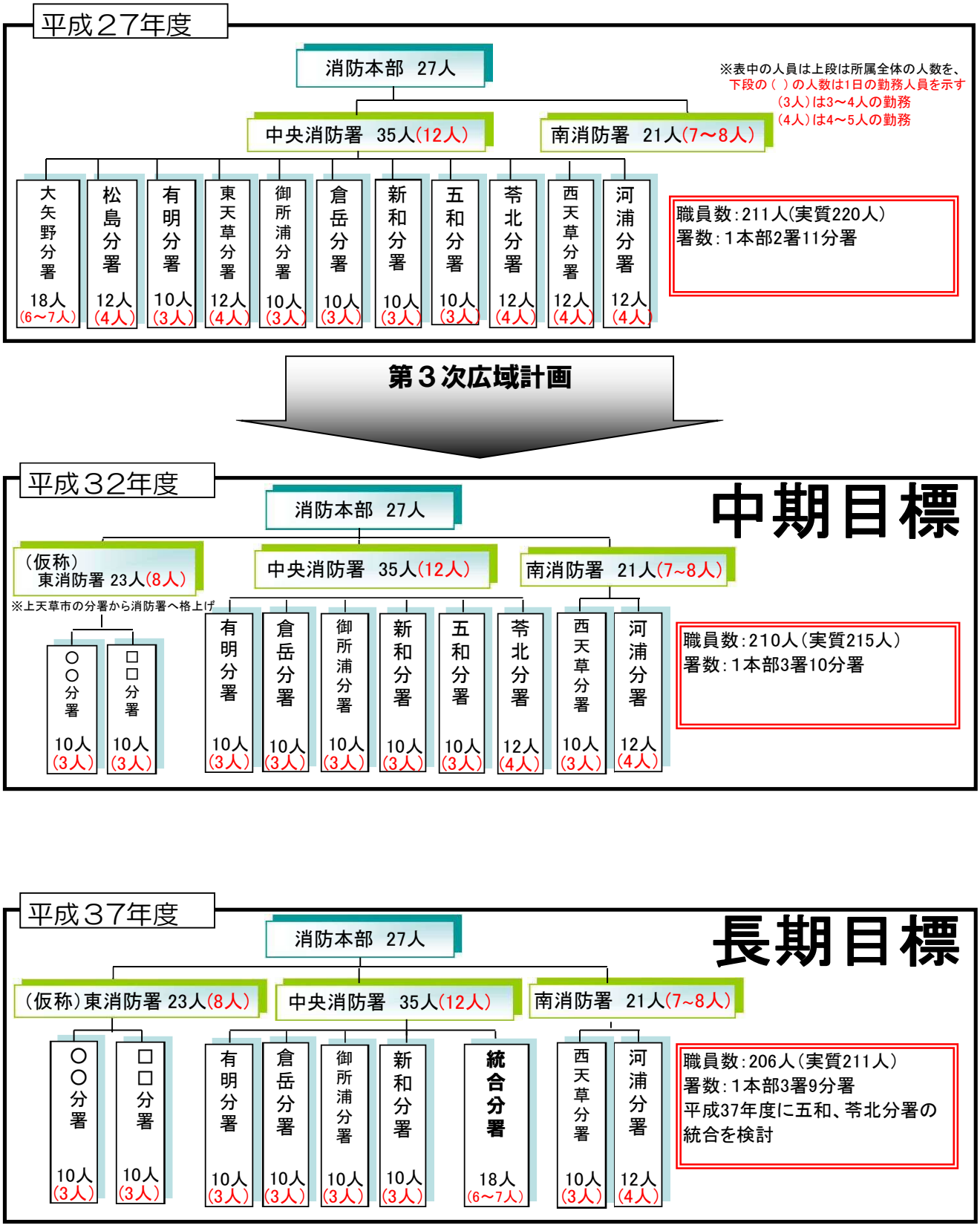
②【中期目標＝平成 32 年度･･･5 年後】



③【長期目標＝平成 37 年度･･･10 年後】



消防署再編計画（人員構成）



定 員 管 理 計 画

【 】書きは事務局員若しくは再任用職員等

	所 属	h25	h26	h27	h28	h29	h30	h31	h32 中期目標	h33	h34	h35	h36	h37 長期目標
署関係	中央消防署	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35
	南消防署	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21
	（東消防署）						署へ格上げ 5増							
							5	5	5	5	5	5	5	5
	大矢野分署	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
	松島分署	11	12	12	12	12	２減 10	10	10	10	10	10	10	10
	東天草分署	12	12	12	12	12	２減 10	10	10	10	10	10	10	10
	有明分署	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	御所浦分署	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	倉岳分署	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	新和分署	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
	五和分署	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	統合
	苓北分署	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	18
	西天草分署	11	12	12	12	12	２減 10	10	10	10	10	10	10	10
	河浦分署	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	【再任用】	【2】	【6】	【6】	【4】	【2】	【5】	【2】	【2】	【2】	【2】	【2】	【2】	【2】
本部関係	総務課	5	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	【再任用】													
	警防課	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	【再任用】		【1】	【1】	【1】	【1】	【1】	【1】	【1】	【1】	【1】	【1】	【1】	【1】
	予防課	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	【再任用】													
	指令課	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
	【再任用】		【2】	【2】	【2】	【2】	【2】	【2】	【2】	【2】	【2】	【2】	【2】	【2】
	消防学校教官 県防災ヘリ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	九州研修所入校	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	その他	2												
	派遣受入	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	正規職員合計	210	211	211	211	211	210	210	210	210	210	210	210	206
	【再任用】	【2】	【9】	【9】	【7】	【5】	【8】	【5】	【5】	【5】	【5】	【5】	【5】	【5】
	職員合計	212	220	220	218	216	218	215	215	215	215	215	215	211

	h25	h26	h27	h28	h29	h30	h31	h32	h33	h34	h35	h36	h37
退職予定人員	13	13	14	9	4	11	2	1	8	3	0	0	4
●入校中の実働（4月～9月）	200	196	197	202	207	200	208	209	202	207	210	210	206
採用計画人員（*前倒し採用*）	9	15	14	9	4	10	2	1	8	3	0	0	0
人員	209	211	211	211	211	210	210	210	210	210	210	210	206
異動事項		○再任用短時間9名	○再任用短時間8名以上	○再任用短時間3名以上		○○松島、東天草、西天草分署から消防署へ格上げそれぞれ２減	○○上島の分署から消防署へ格上げ○再任用短時間5名以上		○再任用短時間3名以上				

消防費の基準財政需要額の推移予想（平成21年～平成43年）

年　度	h21	h22	h23	h24	h25	h26	h27	h28	h29	h30	h31	h32	h33	h34	h35	h36	h37	h38	h39	h40	h41	h42	h43
天草市	1,620,431	1,751,813	1,627,149	1,666,805	1,615,761	1,694,029	1,675,604	1,618,826	1,398,097	1,292,602	1,187,106	1,081,517	1,028,769	946,743	946,743	946,743	946,743	946,743	866,724	866,724	866,724	866,724	866,724
上天草市	574,114	621,747	580,347	590,443	572,954	597,556	546,417	514,564	443,526	414,261	399,628	399,628	399,628	364,044	364,044	364,044	364,044	364,044	329,988	329,988	329,988	329,988	329,988
苓北町	159,812	169,454	163,917	164,313	158,645	165,075	164,521	164,521	153,692	153,692	153,692	153,692	153,692	142,570	142,570	142,570	142,570	142,570	131,703	131,703	131,703	131,703	131,703
合　計	2,354,357	2,543,014	2,371,413	2,421,561	2,347,360	2,456,660	2,386,542	2,297,911	1,995,316	1,860,555	1,740,427	1,634,838	1,582,090	1,453,357	1,453,357	1,453,357	1,453,357	1,453,357	1,328,415	1,328,415	1,328,415	1,328,415	1,328,415
常備消防費歳出当初予算額	H22予算 1,949,721	H23予算 1,929,967	H24予算 1,893,296	H25予算 1,828,348	H26予算 1,914,276	H27財政計画 2,623,504	H28財政計画 2,470,970	H29財政計画 1,864,754	H30財政計画 1,994,072	H31財政計画 1,858,946	H32財政計画 1,832,226	H33財政計画 1,755,362	H34財政計画 1,774,998	H35財政計画 1,742,479	H36財政計画 1,652,960	H37財政計画 1,663,678							
需要額に占める割合	0.828	0.759	0.798	0.755	0.816	1.068	1.035	0.811	0.999	0.999	1.053	1.074	1.122	1.199	1.137	1.145							

※常備消防費には、常備消防費、消防施設費、公債費、予備費を含めた額とする。人員体制は、平成30年度に大矢野分署を署へ昇格、平成37年度に五和・苓北分署統合を反映した人員で試算（単位：千円）

年　度	h21	22	23	24	25	26	h27	28	29	30	31	h32	33	34	35	36	h37	38	39	40	41	h42	43
基準財政需要額（明細） 天草市（人口）	96,473	96,473	96,473	89,898	89,898	89,898	89,898	89,898	83,504	83,504	83,504	83,504	83,504	76,846	76,846	76,846	76,846	76,846	70,351	70,351	70,351	70,351	70,351
補正係数関係（激減緩和措置を経て一本算定へ）						1.6642	1.6642	激減緩和措置期間									一本算定						
								1.6078	1.4949	1.3821	1.2693	1.1564	1.1000	1.1000	1.1000	1.1000	1.1000	1.1000	1.1000	1.1000	1.1000	1.1000	1.1000
基準財政需要額	1,620,431	1,751,813	1,627,149	1,666,805	1,615,761	1,694,029	1,675,604	1,618,826	1,398,097	1,292,602	1,187,106	1,081,517	1,028,769	946,743	946,743	946,743	946,743	946,743	866,724	866,724	866,724	866,724	866,724
上天草市（人口）	32,502	32,502	32,502	29,874	29,874	29,874	29,874	29,874	27,447	27,447	27,447	27,447	27,447	25,003	25,003	25,003	25,003	25,003	22,664	22,664	22,664	22,664	22,664
補正係数関係（激減緩和措置を経て一本算定へ）						激減緩和措置期間											一本算定						
						1.7283	1.6331	1.5379	1.4428	1.3476	1.3000	1.3000	1.3000	1.3000	1.3000	1.3000	1.3000	1.3000	1.3000	1.3000	1.3000	1.3000	1.3000
基準財政需要額	574,114	621,747	580,347	590,443	572,954	597,556	546,417	514,564	443,526	414,261	399,628	399,628	399,628	364,044	364,044	364,044	364,044	364,044	329,988	329,988	329,988	329,988	329,988
苓北町（人口）	8,927	8,927	8,927	8,402	8,402	8,402	8,402	8,402	7,849	7,849	7,849	7,849	7,849	7,281	7,281	7,281	7,281	7,281	6,726	6,726	6,726	6,726	6,726
（補正係数）						1.7483	1.7483	1.7483	1.7483	1.7483	1.7483	1.7483	1.7483	1.7483	1.7483	1.7483	1.7483	1.7483	1.7483	1.7483	1.7483	1.7483	1.7483
基準財政需要額	159,812	169,454	163,917	164,313	158,645	165,075	164,521	164,521	153,692	153,692	153,692	153,692	153,692	142,570	142,570	142,570	142,570	142,570	131,703	131,703	131,703	131,703	131,703
【管内人口推移】	137,902					128,174					118,800					109,130					99,741		
単位費用	11,000	11,400	11,200	11,300	10,800	11,200	11,200	11,200	11,200	11,200	11,200	11,200	11,200	11,200	11,200	11,200	11,200	11,200	11,200	11,200	11,200	11,200	11,200
基準財政需要額	2,354,357	2,543,014	2,371,413	2,421,561	2,347,360	2,456,660	2,386,542	2,297,911	1,995,316	1,860,555	1,740,427	1,634,838	1,582,090	1,453,357	1,453,357	1,453,357	1,453,357	1,453,357	1,328,415	1,328,415	1,328,415	1,328,415	1,328,415

算定条件

○上天草市の一本算定後の補正係数は1．7742から1.30へ推移と仮定する
○天草市の一本算定後の補正係数は1.6798から1.10へ推移と仮定する
○空港委託業務にかかる経費は除いている
○国勢調査人口については国立社会保障・人口問題研究所発表の数値を採用
○単位費用は平成26年度ベースの11，200円を維持する。
○補正係数及び人口急減補正分については下の表の率による

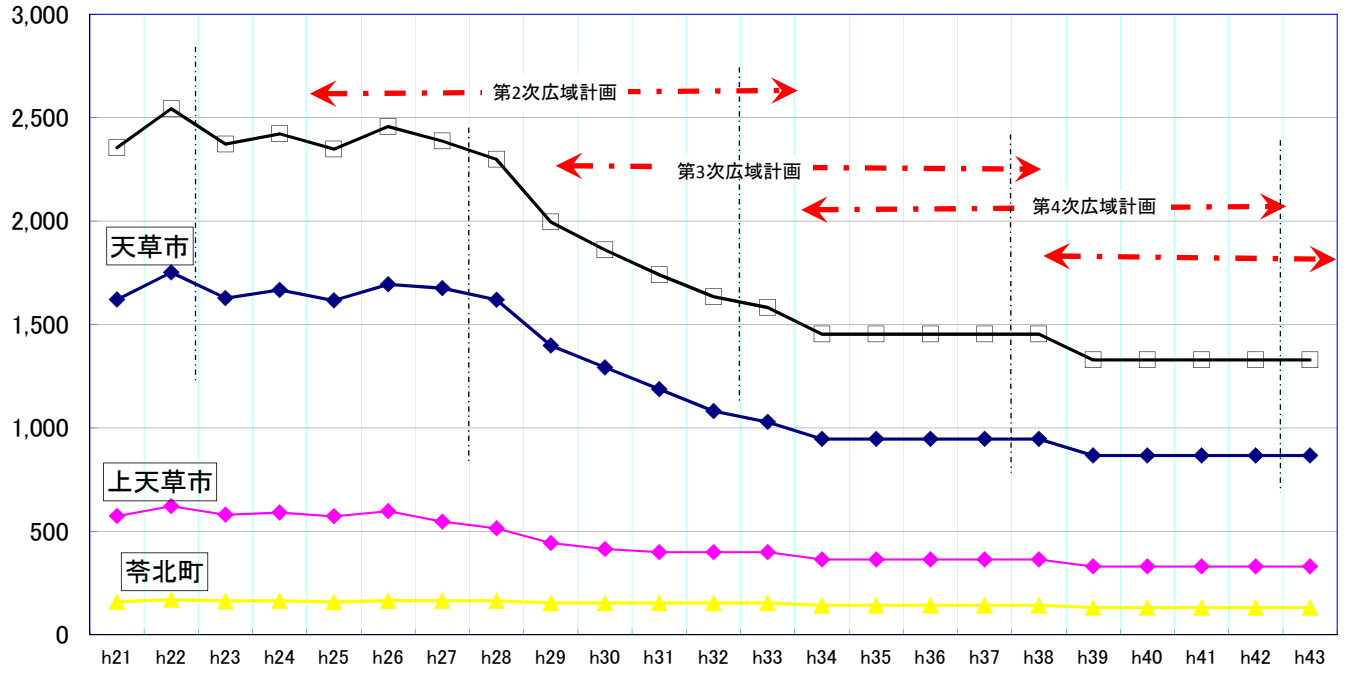
平成25年度ベース

市　町	H22国調人口	単位費用	補正率（一括）	基準財政需要額
天草市	89,898	10,800	1.6642	1,615,761
上天草市	29,874	10,800	1.7758	572,954
苓北町	8,402	10,800	1.7483	158,645
合　計	128,174			2,347,360

人口推移予想

市町	平成19年	平成24年	平成29年	平成34年	平成39年	平成44年
天草市	96,473	89,898	83,504	76,846	70,351	64,160
上天草市	32,502	29,874	27,447	25,003	22,664	20,432
苓北町	8,927	8,402	7,849	7,281	6,726	6,204
合　計	137,902	128,174	118,800	109,130	99,741	90,796

基準財政需要額の推移予想



中長期目標を見越した広域計画

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40
国政調査人口の推移予想	137,902 人					128,174 人					118,800 人					109,130 人					99,741 人		
合併特例の経過 天草市	合併算定替え期間（10年）										激減緩和措置期間					⇒ 一本算定へ移行							
											9割	7割	5割	3割	1割								
合併特例の経過 上天草市	合併算定替え期間（10年）								激減緩和措置期間					⇒ 一本算定へ移行									
									9割	7割	5割	3割	1割										
広域計画（過程） 第1次	第１次広域計画（平成18年度～平成27年度）																						
第2次						第２次広域計画（平成23年度～平成32年度）																		
第3次											第３次広域計画（平成28年度～平成37年度）												
第4次																第４次広域計画（平成33年度～平成42年度）							
基準財政需要額の推移（単位：百万円）						2,701	2,421	2,347	2,457	2,387	2,298	1,995	1,861	1,740	1,635	1,582	1,453	1,453	1,453	1,453	1,453	1,328	1,32
消防費 常備消防費									1,797	1,775	1,706	1,689	1,632	1,628	1,594	1,559	1,566	1,574	1,557	1,552			
消防費 消防施設費									827	696	159	305	227	204	162	216	176	79	107	275			
消防費 合計									2,624	2,471	1,865	1,994	1,859	1,832	1,755	1,775	1,742	1,653	1,664	1,827			

職員数の推移	211人	211人	210人	206人
署数の推移	１本部２署７分署４分遣所	１本部２署１１分署	１本部３署１０分署	１本部３署９分署

（5年後） **（10年後）**

=現在の消防組織体制=

（H27.4.1 現在）



１本部２署１１分署
２１１人体制

【署配置計画の基本方針】

①　中期目標年次（平成32年度）までに上天草市の3分署のうちから1つの分署を署へ格上げし、再任用職員の活用及び一部署分署の人員削減で対応します。この場合、老朽化する分署等の建替え等を視野に入れ推進します。

②　長期目標年次（平成37年度）までは、一部署所の統合再編を行うものとし、関係市町との連携と地域住民との協働により、理解と協力を得ながら、地域における消防力が低下しないような体制づくりを進めるものとします。

「安全で安心に暮らせるまち」
=長期目標による消防組織体制=



１本部３署９分署
２０６人体制

消防車両整備計画

番号	所属	車両	登録年月日	経過年数	年度 H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度
異動事項								上天草市の分署を消防署へ格上げ							五和・苓北分署統合
1	本部	消防車予備車(非常用)	H05.12.20	22											
2		運搬車	H06.02.24	22											
3		防火広報車	H22.07.08	5											
4		指揮車	H14.12.26	13									更新(21年)		
5		輸送車	H15.07.11	12											
6		資機材搬送車	H16.01.09	12									更新(20年)		
7		防災指導車	H16.05.31	11											
8		訓練指導車	H19.08.10	8											
9	中央消防署	消防車	H13.07.25	14				更新(17年)							
10		消防車(水槽付)	H18.02.03	10								更新(17年)			
11		救急1号車	H22.03.25	6									更新(14年)		
12		救急2号車	H14.01.24	14											
13		救助工作車	H18.02.03	10								更新(17年)			
14		化学車	H06.01.27	22	更新(22年)										
15		水槽車	H09.03.05	19						更新(24年)					
16		梯子車	H10.03.16	18			整備(20年)				更新(24年)				
17		査察車	H24.12.02	3											
18	南消防署	消防車	H11.03.11	17		更新(18年)									
19		消防車(水槽付)	H16.01.19	12						更新(17年)					
20		救急車	H19.11.19	8						更新(13年)					
21		救急車(予備車)	H15.02.27	13											
22		梯子車	H15.02.27	13				整備(16年)							更新(23年)
23		指揮車	H13.06.14	14		更新(15年)									
24	大矢野分署	消防車(水槽付)	H15.03.10	13					更新(17年)						
25		救急車	H22.03.25	6								更新(13年)			
26		救急車(予備車)	H14.02.02	14											
		救助工作車					購入								
		指揮車			-----	-----	購入								
27		連絡車	H12.11.24	15			-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----
28	松島分署	消防車(水槽付)	H17.04.21	10							更新(16年)				
29		救急車	H13.05.02	14											
30		連絡車	H08.11.15	19											
31	有明分署	小型ポンプ積載車	H22.07.22	5											
32		救急車	H22.11.15	5										更新(14年)	
33		連絡車	H21.09.29	6											
34	東天草分署	消防車(水槽付)	H07.03.15	21											
35		救急車	H16.11.19	11		更新(12年)									
36		連絡車	H25.05.31	2											
37	倉岳分署	小型ポンプ積載車	H23.10.24	4											
39		救急車	H18.11.20	9					更新(13年)						
40		連絡車	H19.06.29	8											
37	御所浦分署	救急車	H11.03.23	17											
38		小型ポンプ積載軽自動車	H23.10.26	4											更新(14年)
38		消防救急艇	H19.03.14	9		整備(10年)									
41	新和分署	小型ポンプ積載車	H22.07.22	5											
42		救急車	H23.10.13	4										更新(13年)	
43		連絡車	H21.09.29	6											
44	五和分署	小型ポンプ積載車	H22.07.31	5											-----
45		救急車	H15.11.10	12	更新(12年)										
46		連絡車	H20.11.28	7											
47	苓北分署	化学車	H07.03.03	21											
48		救急車	H16.11.19	11			更新(13年)								
49		連絡車	H20.11.28	7											-----
50	西天草分署	消防車(水槽付)	H10.03.09	18	更新(18年)										
51		救急車	H20.11.13	7							更新(13年)				
52		連絡車	H19.06.29	8											
53	河浦分署	消防車(水槽付)	H20.01.21	8										更新(17年)	
54		救急車	H21.11.16	6									更新(14年)		
55		連絡車	H08.11.15	19											
更新台数					3	4 (整備を含む)	3 (整備購入を含む)	2 (整備を含む)	2	3	3	3	4	3	2
廃車台数															2
車両総台数					55	55	56	56	56	56	56	56	56	56	54

車両の運用時間、及び走行距離は、災害等の発生件数に比例しており、各所属間で差があることを考慮し、各所属の運用時間及び走行距離等を常に把握し、所属間相互で車両のローテーションを行う。

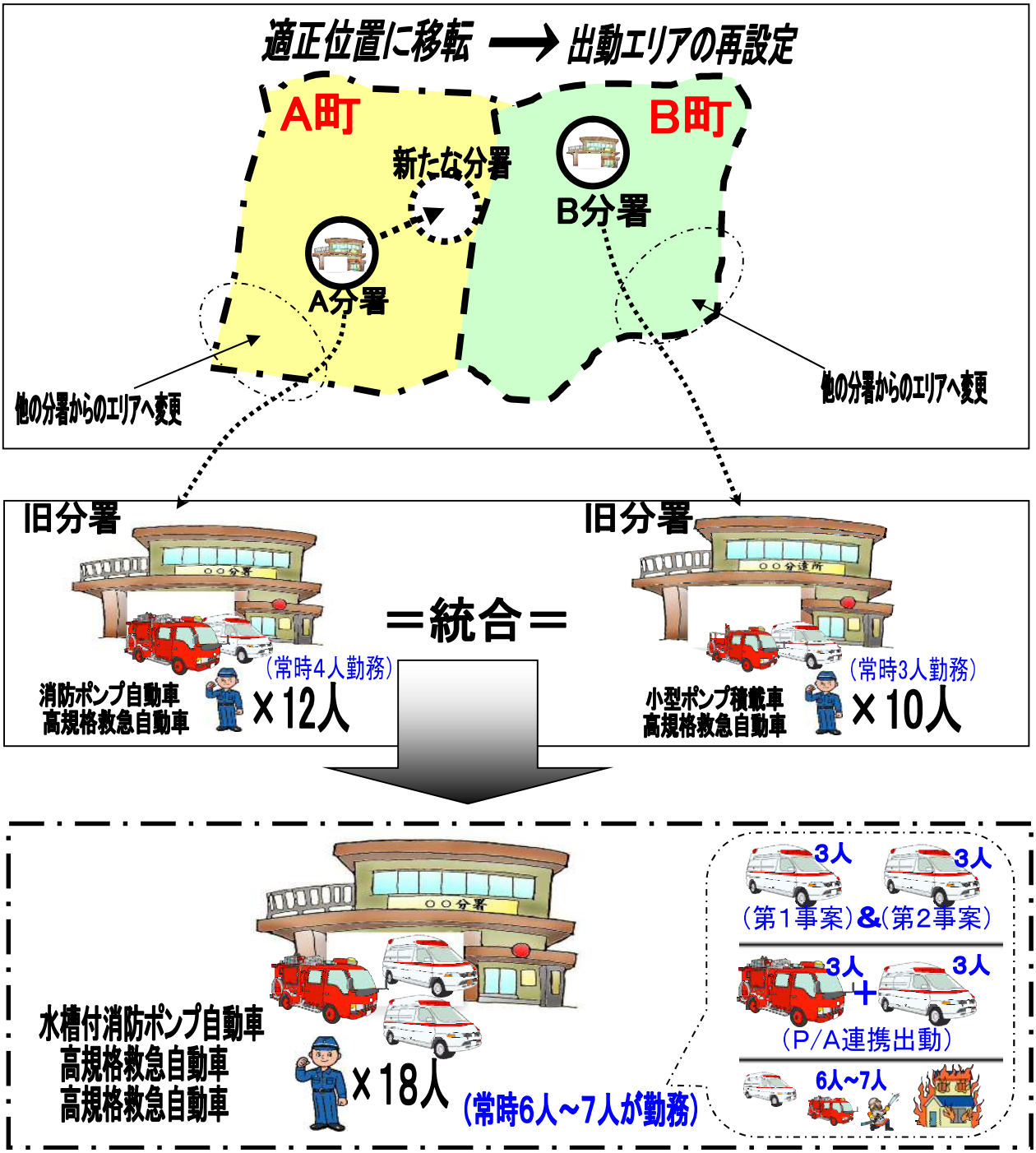
統合

長期目標

所属	車両	備考
1本部3署9分署へ		
本部	消防車予備車(非常用)	
	救急車予備車(非常用)	
	運搬車	
	防火広報車	
	指揮車	
	輸送車	
	資機材搬送車	
	防災指導車	
	訓練指導車	
中央消防署	-----	
	消防車(水槽付)	
	救急1号車	
	救急2号車	
	救助工作車	
	化学車	
	水槽車	
	梯子車	
	査察車	
南消防署	-----	
	消防車(水槽付)	
	救急1号車	
	救急2号車	
	梯子車	
	連絡車	
大矢野分署	消防車(水槽付)	上天草市の分署を消防署へ格上げ
	救急1号車	
	救急2号車	
	救助工作車	
	指揮車	

松島分署	消防車(水槽付)	
	救急車	
	連絡車	
有明分署	小型ポンプ積載車	
	救急車	
	連絡車	
東天草分署	消防車(水槽付)	
	救急車	
	連絡車	
倉岳分署	小型ポンプ積載車	
	救急車	
	連絡車	
御所浦分署	小型ポンプ積載軽自動車	
	救急車	
	消防救急艇	
新和分署	小型ポンプ積載車	
	救急車	
	連絡車	
統合分署（苓北・五和）	化学車	
	救急1号車	
	救急2号車	
	連絡車	
西天草分署	消防車(水槽付)	
	救急車	
	連絡車	
河浦分署	消防車(水槽付)	
	救急車	
	連絡車	
54		

統廃合の対象となる地域での出動体制



○統合分署の管轄範囲がこれまでより拡大するため、**救急自動車を２台配備し PA 連携を含めて第２事案に対応**します。

○出動エリアは、**現場到着時間を最優先し旧市町の区割りを越えて災害現場に最も近い署が出動**する体制をとっており、統合した場合、**新たな分署の位置に応じた出動エリアを再設定**します。

【PA 連携とは】Ｐ：消防車（ポンプ車）　Ａ：救急車（アンビュランス）の略。救急隊は基本的に３名（隊長、隊員、運転手）で構成されている。しかし、この３名では救急現場の活動が困難な場合がある。たとえば、①狭隘(きょうあい)な場所からの搬送が必要な場合　②救助が必要な場合　③救急処置に人手が必要な場合　④安全管理が必要な場合などに、消防車と救急車が同時に出動し、連携して活動を行うことです。

○ 緊急車両の現場到着所要時間短縮に関する施策

平成２６年中における天草管内の救急自動車の現場到着所要時間は平均で８．９分となっており、全国平均の８．５分より若干の遅れが見られます。

当本部では、平成２１年４月から現場到着所要時間を最優先し、旧市町の区割りを越えて、災害現場に最も近い署から出動する体制をとっており、今後も出動区分の定期的な見直しと、道路交通網整備の進捗に合わせた出動区分の再設定を行い時間短縮に努めます。また、平成２５年度に導入された最新鋭の指令システムにより、迅速な現場位置特定と出動隊の指令、有効適切な支援体制を備え、現場到着時間の更なる短縮に努めます。

一方、携帯電話からの１１９番通報の場合の位置情報の特定については、携帯新発信地表示システムにより時間短縮を目指します。

また、現場到着時間と併せて、病院到着時間についても傷病者の予後を大きく左右することから、一刻も早い医療機関への収容が重要であり、迅速・適切な医療機関の選定に努め、重症度の高い傷病者や、緊急度の高い事案にあっては、消防防災ヘリによる搬送やドクターヘリの積極的な活用についても推進します。

なお、署再編によって現場到着所要時間が遅延するここととなる地域への対策については、ハード面、ソフト面の諸施策を関係機関への要望を含めて実施することにより消防力の低下を極力抑制するよう最大限の努力を行います。

○参考資料～【現場到着所要時間が遅延する地域への対策】

【平成 32 年までの中期目標】

・道路交通網の整備状況に合わせた出動区分の再設定による現場到着時間の短縮
・携帯電話からの１１９番通報による位置情報の特定に係る時間の短縮
・現場到着所要時間が遅延することとなる地域への対策
・緊急車両優先信号システムの導入を依頼

【平成 37 年までの長期目標】

・道路交通網の整備状況に合わせた出動区分の再設定を行い現場到着時間の短縮
・現場到着所要時間が遅延することとなる地域への対策

年度	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
事業内容	道路交通網の整備状況に合わせた出動区分の再設定による現場到着時間の短縮 携帯電話からの１１９番通報による位置情報の特定に係る時間の短縮 システムの更新に当たっては最新鋭システムを導入									
重点目標	道路交通網の整備状況に合わせた出動区分の再設定による現場到着時間の短縮 緊急車両優先信号システムの導入を依頼									
数値目標	緊急自動車の現場到着所要時間において、全国平均を目指す。									

現場到着所要時間が遅延する地域への対策

【ハード面の対策】

1） 該当地区への防火水槽・消火栓・ホース格納庫の優先的配備（市町部局）
2） 該当地区消防団への防火衣・手袋等の現場活動装備の配備（市町部局）
3） 緊急自動車の到着時間の短縮のため、渋滞の緩和を含めた道路交通網の整備（市町部局）
4） AED（自動体外式除細動器）の配備による救命率の向上（市町部局）
5） 同時発生事案に対応するため消防署及び統合分署に２台の救急車を配備する。
6） 緊急車両優先信号システム導入の要望
7） 第２瀬戸大橋の建設促進（市町部局）

【ソフト面の対策】

1） 現場へ駆けつける消防団員の増員を目指す。（市町部局）
- OB 団員等による機能別分団制度を導入（一部導入済）
- 災害情報メール配信システムへの登録を推進
- 該当地域消防団の出動範囲を拡大

2） 自主防災組織の指導育成を積極的に行うことで、防災や消防活動の重要性に関する知識・技術を習得する機会を増やし、火災や事故に対応できる人材を養成し、地域における防災を担う人作りを行う。（市町・消防部局）
3） 消防団、自主防災組織、常備消防が一体となった連携訓練を行い災害に備える。（市町・消防部局）
4） 応急手当講習会の積極的な開催により、適切な応急手当の出来る人材を養成する。（市町・消防部局）
5） 住宅用火災警報器の設置を促進し、住宅火災による死傷者数の減少を図る。（市町・消防部局）

○　消防署庁舎の耐震化、機能回復及び維持管理に関する施策

消防施設を適切に維持管理することにより経年劣化に対する財産価値の保全を図るとともに安全性、機能性などの施設性能を常に良好な状態に維持します。

消防署庁舎については、署再編計画との整合性をとりながら、統合分署の建設と既設庁舎の改修を進めることとしますが、平成２２年度に、既設の庁舎の状況及び改修費用などを的確に把握するため実施した署庁舎改修概略設計委託の結果を踏まえ年次計画を策定しており、署の再編計画が進まない場合は署庁舎建替えを含めた改修が必要となります。

【平成 32 年までの中期目標】

・御所浦分署庁舎新築工事、新和分署庁舎新築工事（H28）
・大矢野分署庁舎改修工事（H29）
・有明分署庁舎改修工事、西天草分署庁舎改修工事、河浦分署庁舎改修工事（H30）
・松島分署庁舎改修工事（H31）
・苓北分署庁舎改修工事（H32）
（長期目標との整合性を考慮する）

【平成 37 年までの長期目標】

・五和苓北統合分署建設（H37）

年度	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
事業内容	御所浦分署庁舎新築工事 新和分署庁舎新築工事	大矢野分署庁舎改修	有明分署庁舎改修 西天草分署庁舎改修 河浦分署庁舎改修	松島分署庁舎改修	苓北分署庁舎改修					五和苓北統合分署建設
重点目標	各署庁舎の改築改修工事等を実施									

○ 関係市町及び消防団との連携強化に関する施策

少子高齢化や過疎化など社会環境の変化や地域社会の変容に対応しながら、地域防災体制の充実を図るためには、住民の更に幅広い層から消防団に参加する人を確保することが必要です。

そのためには、地域住民・被雇用者・女性が参加しやすい活動環境の整備及び地域住民・事業所の消防団活動への理解促進について検討を行い、関係市町などが地域の実情に応じて制度の導入を図り、地域防災体制の充実を図る必要があります。

また、関係市町は常備消防隊と一体となって活動する地域防災の要としての消防団員の教育訓練及び消防団格納庫の整備や消防車両、簡易救助資機材などの増強整備を図り、消防団の強化充実を図る必要があります。

災害への対応には、地域の防災力を高める強固な連携を確立することが重要となります。関係市町、消防団など関係機関との連携を強化するとともに、企業や各種関係機関との「協働・連携」強化を進めます。

大震災など大規模災害による被害を軽減するためには、自主防災組織や自治会などでの自主的な防災活動を促進し、地域における防災力を高めることが必要であり、市町の危機管理担当など関係機関と連携を図りながら、地域防災リーダーなどを計画的に育成します。

【平成 32 年までの中期目標】

・関係市町との連携を強化し、常備、非常備消防が一体となった災害活動体制の確立

【平成 37 年までの長期目標】

・関係市町との連携を強化し、常備、非常備消防が一体となった災害活動体制の確立

年度	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
事業内容	関係市町との連携を強化し、常備、非常備消防が一体となった災害活動体制の確立									
重点目標	関係市町との連携を強化し、常備、非常備消防が一体となった災害活動体制の確立 企業や各種関係機関との「協働・連携」強化									

2　救急行政施策の推進

○ 救急体制の充実強化に関する施策
○ 救急高度化事業に関する施策
○ 医療機関との連携強化に関する施策

救命率の一層の向上のため、全救急隊への救急救命士２名乗車を目指し、救急救命士有資格者の採用も考慮しながら、救急救命士の養成を進めます。

また、救急救命士を含む救急隊員の応急処置技術をよりよい状態に維持するためには、病院実習や症例研究による教育・訓練が必要であります。このため、医療機関に救急隊員が待機するワークステーションを開設し、医療機関との連携を強化して、医師の指示、指導・助言体制、救急活動の事後検証体制、救急隊員の資質の向上に向けた再教育体制の確保などを柱とするメディカルコントロール体制の確立を図ります。

救命処置の処置拡大に伴い、救急救命士が十分な医学的知識を実習により習得することにより、気管挿管、薬剤及びブドウ糖投与を実施することが可能となったため、実践に即した手技を確実に身に付けることが求められることから、メディカルコントロール体制の管理の下に実習を進め、救命士の資質の向上に努めます。

※ｈ28～ｈ37 まで研修所出向について年間２名を維持、救急救命士有資格者の採用

※ｈ28～研修所出向１名（シミュレーション技術などの確保のため研修出向を継続）

【平成 32 年までの中期目標】

・救急救命士常時２名乗車を目指す

・メディカルコントロール体制の確立

・救急救命士数 86 名を養成維持

【平成 37 年までの長期目標】

・救急救命士常時２名乗車を目指す

・メディカルコントロール体制の確立

・救急救命士数 89 名を養成維持

年度	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
事業内容	救急救命士２名乗車の確保 メディカルコントロール体制の確立 救急救命士数 89 人を養成維持									
重点項目	救急救命士２名乗車の確保 メディカルコントロール体制の確立 救急救命士数 89 人を養成維持									
数値目標	救急救命士数 71 人 退職１	救急救命士数 74 人	救急救命士数 78 人 退職２	救急救命士数 81 人	救急救命士数 86 人	救急救命士数 89 人	救急救命士数 89 人 退職２	救急救命士数 89 人	救急救命士数 89 人	救急救命士数 89 人 退職３

○　応急手当普及啓発に関する施策

住民に対する救命率や自主救護能力の向上並びに救急業務に対する理解と協力関係を深めることを目的に、応急手当普及啓発の推進を図ります。世帯に一人の救命講習受講者を目標としてＡＥＤ（自動体外式除細動器）の普及啓発を含めた講習会を定期的に継続開催するほか、事業所、教育機関などの応急手当普及啓発活動の推進を図ります。

救命講習及び、短時間の応急手当受講希望者が多いなか、普及啓発のため指導を担当する署での勤務中の出動体制の確保、また、非番日の職員対応による負担などが懸念されるため、再任用職員を中心とした指導体制を推進します。

【平成 32 年までの中期目標】

・救命講習受講者数　　年間　3,000 人

・応急手当普及員資格者　年間　100 人育成

・救命率の向上を目指し、応急手当の普及啓発の充実

・再任用職員による応急手当指導体制の推進

【平成 37 年までの長期目標】

・救命講習受講者数　　年間　3,000 人

・応急手当普及員資格者　年間　100 人育成

・救命率の向上を目指し、応急手当の普及啓発の充実

・再任用職員による応急手当指導体制の推進

<table>
<tr><td>年度</td><td>H28</td><td>H29</td><td>H30</td><td>H31</td><td>H32</td><td>H33</td><td>H34</td><td>H35</td><td>H36</td><td>H37</td></tr>
<tr><td>事業内容</td><td colspan="9">救命率の向上を目指し、応急手当の普及啓発の充実を図る。
再任用職員による応急手当指導体制を推進</td></tr>
<tr><td rowspan="2">重点項目</td><td colspan="5">再任用職員による応急手当普及啓発活動体制の推進</td><td colspan="3">応急手当普及啓発の見直し</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>ガイドライン変更に伴う応急手当関係要綱の改正</td><td>新ガイドラインによる応急手当指導の推進</td><td></td><td></td><td></td><td>ガイドライン変更に伴う応急手当関係要綱の改正</td><td>新ガイドラインによる応急手当指導の推進</td><td></td></tr>
<tr><td>数値目標</td><td colspan="9">救命講習受講者を年間３，０００人、応急手当普及員受講者の年間１００人を維持</td></tr>
</table>

3　火災予防体制の整備施策の推進

○ 防火安全対策に関する施策
○ 違反処理体制に関する施策
○ 危険物施設保安対策に関する施策

社会事情や法令改正の動向を的確に捉え、防火対象物の特性に応じた総合的な防火安全対策を図るとともに、予防業務体制を再構築し、組織の機動力を最大限に活用した予防行政を展開することにより、事業所における防火安全対策を積極的に推進します。

防火対象物及び危険物施設の形態、規模、管理状況などの危険実態に応じて立入検査を実施し、指摘した法令違反が是正されない場合は、警告や命令などの違反処理を行い、火災発生防止及び安全対策を推進します。

また、ホームページその他の広報手段により、防火基準適合表示制度及び防火対象物点検表示制度などの表示マークの公表及び消防法に基づき命令の公示を行った防火対象物について情報提供を行い住民の安全と安心の向上に努めて行きます。

危険物施設の安全を確保するため、施設種別、規模などに応じて危険物取扱作業の管理・監督、施設の維持・管理などの保安業務の厳守及び教育の強化指導を行います。

また、近年の危険物施設における流出事故が増加傾向であることなどを踏まえ、地下タンクの流出事故防止対策など、危険物の規制に基づく、インフラ整備を推進するとともに危険物事故の防止に努めます。

【平成 32 年までの中期目標】

・住宅用火災警報器の設置率 100%
・住宅火災による死傷防止
・危険物の規制に基づく、インフラ整備を推進するとともに危険物事故の防止

【平成 37 年までの長期目標】

・防火対象物の特性に応じた総合的な防火安全対策を確立
・危険物規制事務の推進による危険物事故の防止
・予防・査察・違反是正業務の整備と予防担当者の資質の向上

<table>
<tr><th>年度</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>H31</th><th>H32</th><th>H33</th><th>H34</th><th>H35</th><th>H36</th><th>H37</th></tr>
<tr><td>事業内容</td><td colspan="10">消防団、防火クラブ及び自主防災組織などと連携して、地域の自主的な取組みを支援し、住宅用防災機器の普及啓発活動を始めとする防火防災意識の環を地域に拡げる。
防火基準適合表示制度及び防火対象物点検表示制度などの情報提供を行い住民の安全と安心の向上に努める。</td></tr>
<tr><td>重点項目</td><td colspan="10">・住宅用火災警報器の設置率の向上及び住宅火災による死傷防止
・危険物の規制に基づく、インフラ整備を推進するとともに危険物事故の防止
・防火対象物の特性に応じた総合的な防火安全対策を図る。
・危険物規制事務の推進による危険物事故の防止
・予防業務体制を再構築し、再任用職員を含めて組織を最大限に活用した予防行政を展開</td></tr>
<tr><td rowspan="2">数値目標</td><td colspan="10">住宅用火災警報器の設置率</td></tr>
<tr><td>住宅用火災警報器の設置率 80%</td><td></td><td></td><td></td><td>住宅用火災警報器の設置率 100%</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

4　人材育成と組織の活性化施策の推進

○ 人材育成に関する施策
○ 組織の活性化に関する施策
○ 自主防災組織の訓練指導などに関する施策
○ 消防行政への住民参画に関する施策

厳しい社会経済情勢の下、住民の多様なニーズや新たな消防需要に対応しながら、消防サービスの充実に努め、２１世紀の消防を支える人材育成と組織の活性化のため職員研修や訓練を充実し、職員の能力開発に積極的に取り組みます。

また、職員の人材育成と組織の活性化に向け、能力開発の機会や環境を整備するため、職員研修の充実、自己啓発支援システムの構築など、将来を見通した人事計画と能力開発計画の策定を進めます。

自主防災組織における積極的な防災活動を行うには、防災意識の高揚を図るとともに、災害発生時の対応能力を身につけるなど、より実践的な自主防災活動を行うツールと知識が必要です。組織のレベルアップを目的に、自主防災組織が防災訓練などを実施する場合、専門的な知識を指導し、地域の防災力を高め、安全で安心して暮らせるまちづくりに貢献します。

消防行政運営の基本は、住民の生命と財産をあらゆる災害から守ることであり、また、住民に信頼される開かれた透明性の高い組織体制を確立することです。 そのため、消防本部ホームページの内容を充実するとともに、住民の意見やニーズを的確に把握し、消防行政に反映していくため、インターネットなどを活用し住民の消防行政への参画を推進します。

○参考資料～【研修体系図】

【平成 32 年までの中期目標】

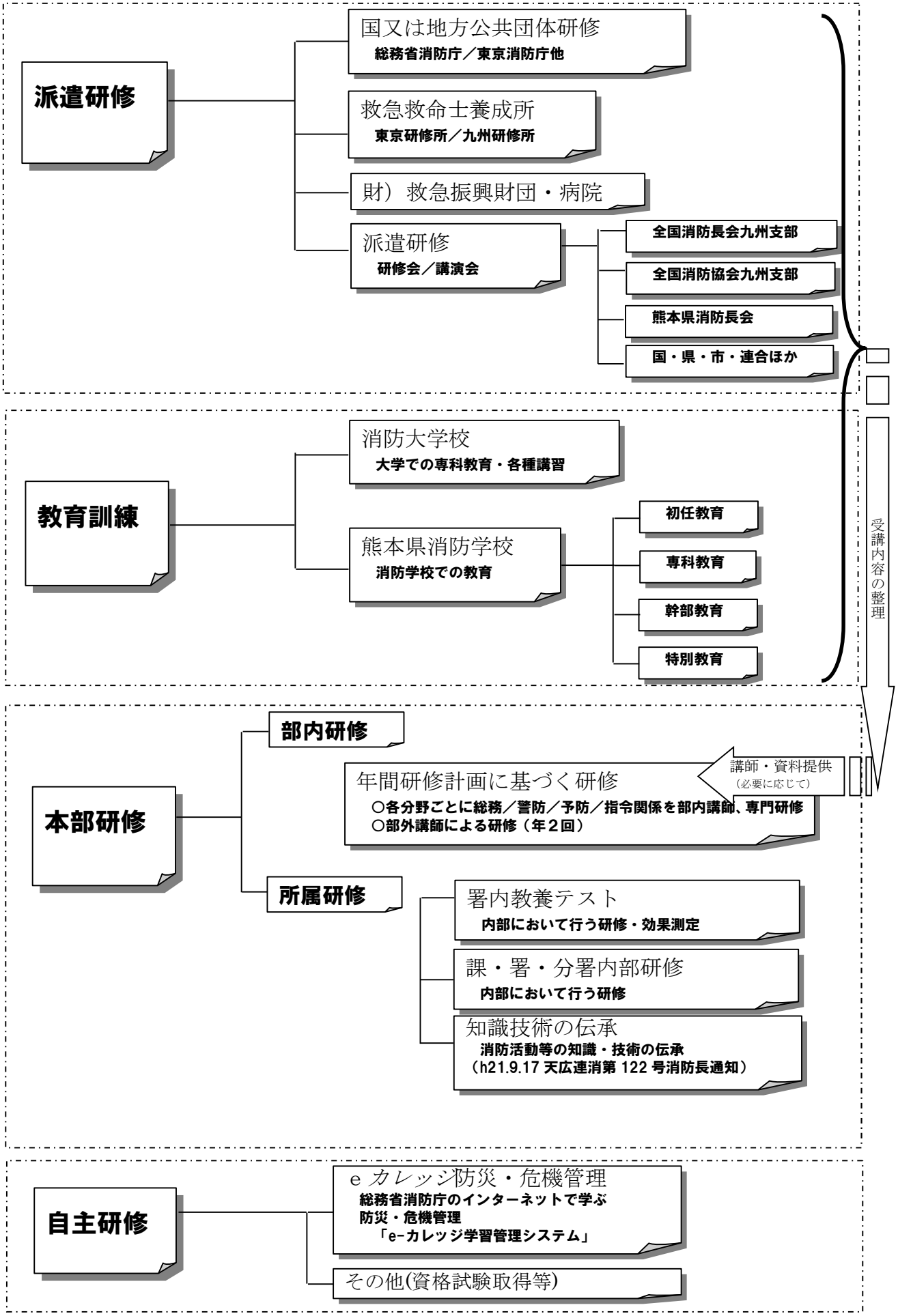
・職員一人ひとりの意識改革と資質の向上
・知識技術の継承を目的に計画的な指導体制を構築
・業務遂行に必要な有資格者の養成
・職員研修の充実、人事計画と能力開発計画の策定
・ホームページ内容の充実

【平成 37 年までの長期目標】

・職員一人ひとりの意識改革と資質の向上
・知識技術の継承を目的に計画的な指導体制を構築
・業務遂行に必要な有資格者の養成
・職員研修の充実、人事計画と能力開発計画の策定
・ホームページ内容の充実

年度	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
事業内容	消防本部・中央消防署関係者からの最新かつタイムリーな情報、法規の改正などの説明及び業務遂行に必要な研修を行い、併せて職員全体への周知を徹底し消防本部として行政施策方針の一貫性を図る。 また、消防大学校をはじめとする派遣研修及び消防学校専科教育入校者により、専門的な研修を行い、受講内容を伝授のうえ全職員に対しての波及効果を期待する。									
重点項目	職員一人ひとりの意識改革と資質の向上 知識技術の継承を目的に計画的な指導体制を構築 業務に必要な有資格者の養成 職員研修の充実、人事計画と能力開発計画の策定 ホームページ内容の充実									
数値目標	業務遂行に必要な有資格者を継続的に確保									

研　修　体　系　図


派遣研修
国又は地方公共団体研修
総務省消防庁／東京消防庁他
救急救命士養成所
東京研修所／九州研修所
財）救急振興財団・病院
派遣研修
研修会／講演会
全国消防長会九州支部
全国消防協会九州支部
熊本県消防長会
国・県・市・連合ほか
教育訓練
消防大学校
大学での専科教育・各種講習
熊本県消防学校
消防学校での教育
初任教育
専科教育
幹部教育
特別教育
受講内容の整理
本部研修
部内研修
年間研修計画に基づく研修
○各分野ごとに総務／警防／予防／指令関係を部内講師、専門研修
○部外講師による研修（年２回）
講師・資料提供
（必要に応じて）
所属研修
署内教養テスト
内部において行う研修・効果測定
課・署・分署内部研修
内部において行う研修
知識技術の伝承
消防活動等の知識・技術の伝承
（h21.9.17 天広連消第 122 号消防長通知）
自主研修
ｅカレッジ防災・危機管理
総務省消防庁のインターネットで学ぶ
防災・危機管理
「e-カレッジ学習管理システム」
その他(資格試験取得等)

□ごみ処理施設

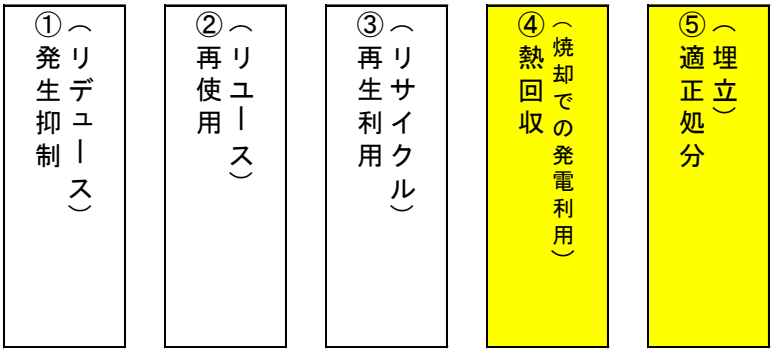
主要目標　「 天草圏域の循環型社会形成の推進 」

環境への負荷の少ない継続的発展が可能な社会を構築し、地球環境の保全を積極的に進めることにより、人類の生存基盤である環境を将来の世代に適切に引き継がなければなりません。廃棄物行政においては、「大量生産、大量消費、大量廃棄」型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少なくなる「循環型社会」の形成を推進します。

【循環型社会形成推進基本法】　**「循環型社会の形成」**

製品などが廃棄物となることを抑制するとともに、できるだけ資源として再生・再利用し、どうしても利用できないものは適正な処分を行い、天然資源の消費を抑制して、環境への負荷が低減される「循環型社会」の形成を推進する。

ごみ処理の優先順位



1　関係市町の廃棄物行政における諸施策と連携した施策の推進

(1)ごみの発生抑制及び減量化

環境への負荷軽減のためには、ごみの発生を抑制し、減量化を行い、分別回収による再生・再利用に積極的に取り組み、ごみ排出量の削減を図ることが重要で、ごみ焼却量が削減されることにより、焼却施設の規模の縮小が可能となり、建設及び維持管理経費の縮減が図られます。また、最終処分場の埋立て期間の延長が図られます。

広報による周知を図るなど、関係市町と連携してごみの発生抑制及び減量化に取り組みます。

① 事業系ごみ排出事業者に対する減量化及び適正処理の指導の徹底

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、事業所から排出されるごみは、事業者の責任において処理することとされています。

特に規模が小さい事業所から発生するごみは、家庭系ごみと一緒に収集されているものがあることや直接事業所から持ち込まれるごみの中に資源物が多く含まれる場合もあることから、市町と連携して適正処理の指導を行うとともに、減量化施策を進めます。

② ごみ処理手数料の見直しの検討

近年、事業系ごみの排出量の増加などに伴い、処理経費が増加傾向となっていますので、処理経費の公平な負担を求めるため、ごみ処理手数料の見直しについて検討を行います。

③ 啓発活動の推進及び環境教育の充実

ごみの処理状況を広報紙などに掲載し、住民の方に現状を認識してもらうとともに、ごみの排出抑制施策の定着及びごみに対する住民の意識向上を図ることにより、ごみの減量化を推進します。

また、地域住民のごみ処理施設での研修などの機会を積極的に活用して、啓発活動を推進するとともに適正なごみの分別について理解を促します。

(2)ごみの再資源化

資源物が燃やせるごみや燃やせないごみに混入することを防止するため、広報紙などにより、ごみの分別について周知を行い、資源物回収量の増加を図ります。

2 ごみ処理施設の設置及び管理運営について

(1)天草圏域内5ヶ所のごみ処理施設の統廃合

ごみ処理行政の効率化及びごみ処理の広域化を図るため、天草圏域内の５施設を統合し「天草市有明町須子地区・赤崎地区」に１施設として整備します。

現施設の運転年数

運営主体	施設名	施設規模	開始年月	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
天草広域連合	本渡	93ｔ	H12.4	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
	松島	34ｔ	H8.4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
天草市	西天草	17ｔ	H7.3	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
	御所浦	10ｔ	H4.9	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	牛深	36ｔ	H4.3	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31

① 新ごみ処理施設計画地の所有者及び地域住民の理解と協力を得て、用地確保に取り組みます。

② 新ごみ処理施設の規模については、関係市町のごみ排出抑制施策の取組みを十分反映し、適切な予測のもと過大な施設とならないよう設定します。

③ 新ごみ処理施設については、民間の有する専門的な技術や知識などを活用して、より効果的かつ効率的な管理運営を推進します。

事　業　方　式　の　例　（参考）		
(1) 公設民営方式	ＤＢＯ方式	公共が資金調達を行って建設・所有し、民間事業者が事業期間にわたり維持管理・運営を行う。PFI 事業の一種として実施する場合がある。
	長期包括的運営	建設工事とは別に、長期包括的運営委託を性能発注する。
(2) ＰＦＩ方式	ＢＯＯ方式	民間事業者が自ら資金調達を行い、施設を建設・所有し、事業期間にわたり維持管理・運営を行った後、事業終了時点で民間事業者が施設を解体・撤去する。
	ＢＯＴ方式	民間事業者が自ら資金調達を行い、施設を建設・所有し、事業期間にわたり維持管理・運営を行った後、事業終了時点で公共に施設の所有権を移転する。
	ＢＴＯ方式	民間事業者が自ら資金調達を行い、施設を建設した後、施設の所有権を公共に移転し、施設の維持管理・運営を民間事業者が事業終了時点まで行う。

④ 新ごみ処理施設への取組み状況などについては、広報紙やホームページにより住民に情報を提供し、透明性を高め、信頼の確保に努めます。

(2)ごみ処理施設の統廃合に伴う住民サービスの維持向上

①１施設としての整備は、関係市町の収集運搬体制や住民生活に影響を与えることが想定されることから、収集運搬体制の整備及び住民サービスの維持向上について、関係市町と連携して、受け入れ日時の拡充など必要な施策に取り組みます。

②中継輸送施設については、その必要性などに関して、関係市町と継続して協議を行います。

(3)既存施設の管理運営

① 既存施設の管理運営業務については現在、一部を民間委託していますが、今後、職員数の減少に伴い民間委託を拡大し、最終的には全面委託する必要があります。

② ごみ処理施設は、経過年数が進むに従い腐食や摩耗などが進行し、また製造中止による交換部品の入手困難などがあいまって、15 年以上経過すると老朽化が顕著となり、維持補修経費の増大が見込まれます。そのようなことから、既存施設については、新ごみ処理施設が稼働するまで安定的に稼働させるため、長期的な施設管理運営計画を策定し、長期財政計画に基づく効率的な財政運営を確保しながら、適切な維持管理及び効率的な延命化に努めます。

③ 今後も、施設排出基準の遵守と環境保全対策を推進し、安全な施設運営に努めます。また、環境測定分析検査状況などについては、住民の安心と理解を得られるよう、広報紙やホームページなどを活用して積極的に情報を提供します。

3 最終処分場の設置及び管理運営について

(1)処分能力の確保

①広域連合が運営している現施設は、埋立てが終了し、現在菊池市の民間の最終処分場へ搬出しています。

このため、新ごみ処理施設（焼却施設・リサイクル施設）と一体的に整備します。

②処分量の適切な把握と予測を行い、できるだけ長期間使用できるよう整備します。

③関係市町と連携してごみの減量化を推進し長期使用を図ります。

(2)天草圏域施設の効率的な最終処分体制の確立

ごみ処理の広域化によりごみ処理施設が統合されることから、新たな最終処分場についても新ごみ処理施設と同一区域内に整備し、効率的な管理運営体制を図ります。

(3)最終処分場埋立て見込み(参考)

運営主体	施設名	容量	埋立期間	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
天草広域連合	新白洲処分場	㎥ 99,800	15年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16									
																				埋立終了								
天草市	牛深処分場	㎥ 43,000	15年	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
										平成26年度での残見込→										9	8	7	6	5	4	3	2	1
	御所浦処分場	㎥ 5,956	25年	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35				
										平成26年度での残見込→										5	4	3	2	1				

※残見込は、約年数である。ごみが減量推移していることから、若干の延長が見込まれる。

※御所浦は、S58年公有水面埋立、H30年度まで埋立延長許可。H21年度に埋立物を一部搬出処分し延命化を図った。

4 集会施設の設置及び管理運営について

松島地区集会所は、「地域住民の福祉の増進と連合施設への理解と協力」を目的に、松島地区清掃センター建設に伴い、地域の要望を受けて建設されました。

(1)松島地区集会所の適切な維持管理

①地域と融和した施設となるよう住民の利用を促進し、住民に親しまれる施設の維持管理に努めます。

②職員数の減少に伴う、ごみ処理施設の管理運営業務の民間委託に併せて、集会施設の民間委託を推進します。

(2)新ごみ処理施設完成後における松島地区集会所の有効利用の促進

新ごみ処理施設の建設に伴う現焼却施設の廃止後においては、地域の意向を踏まえて、有効利用できるよう関係市と協議を行います。

5 工程計画

項　　目	ごみ処理施設などの設置及び管理運営に関すること		
所　　管	環境衛生課	関係機関及び関係団体	関係市町及び天草広域連合
実施概要	天草圏域５ヶ所のごみ処理施設を１ヶ所に統合した整備を実施する。また、最終処分場も同一区域内において整備を行い、ごみ処理施設からの運搬コスト低減を図る。		



① 新ごみ処理施設は、平成 33 年度完成を目標としています。

② 最終処分場施設についても、新ごみ処理施設と同一区域内に整備することから、平成 33 年度完成を目標としています。